

公 募 要 領

I はじめに

株式会社地域計画建築研究所（以下、「当社」という。）は、大阪府から「環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度調査検討事業」を受託しています。この度、当該事業を実施するにあたり、小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用し、消費者に対して脱炭素ポイント（仮称）（以下、「脱炭素ポイント」という。）の付与を行うとともにその効果検証に協力する事業者（以下、「ポイント付与事業者」という。）を募集いたします。

本事業への参加を希望される事業者におかれましては、本公募要領をよくお読みいただき、応募をいただきますようお願いいたします。

なお、本事業のポイント付与事業者に採択された場合は、自社のポイントを活用した脱炭素ポイントの追加的な付与の実施、支払った脱炭素ポイントの根拠資料の提出などを行っていただきます。

II 本事業について

脱炭素社会の実現に向けては、従来を上回る対策が不可欠であり、あらゆる主体が一体となって取り組むことが必要です。我が国における家庭部門のCO₂排出量は全体のおよそ1/5であり、消費行動支出のうちの約6割を個人消費が占めていることから、日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくことが極めて重要です。

そこで、大阪府では、脱炭素型の消費行動にポイントを付与する制度のあり方について、関係する事業者を交えて検討及び効果検証を行います。

具体的には、小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用して、生産・流通・使用等の過程でのCO₂排出が少ない商品・サービス（以下、「脱炭素型商品等」とする。）を購入した消費者に対して脱炭素ポイントを上乗せ付与し、脱炭素に寄与する商品選択の促進効果やCO₂削減効果等に関する検証を行います。

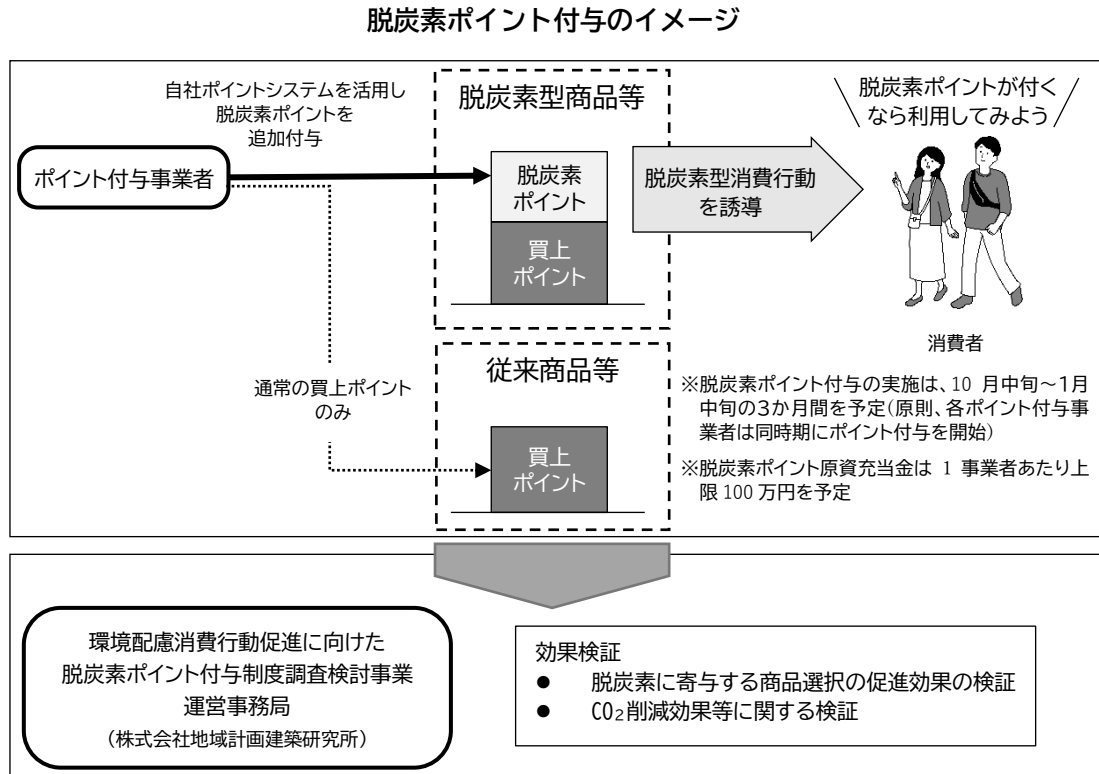
III 参加資格

- (1) 応募事業者において、自社のポイントを有していること。
- (2) 本事業の趣旨をご理解いただき、脱炭素ポイントの付与と効果検証等の実施にご協力いただける事業者であること。
- (3) 府内の店舗等において、ポイント付与事業を実施することができる事業者であること。ただし、インターネットを活用する販売事業者については、府内に店舗や事業所を有していない場合でも、大阪府在住の方に対して、ポイント付与を実施することができる場合は、参加資格を有することとする。

IV 脱炭素ポイント付与のイメージ

本事業による脱炭素ポイント付与のイメージは、以下のとおりです。

なお、具体的にどういった脱炭素型商品等の選択・購入時に脱炭素ポイントを付与するかについては、原則、ポイント付与事業者の提案をもとに決定します。



※ 事務局は、効果検証に必要なデータや資料（販売実績、ポイント付与数、ポイント付与人数等）の提供を受けたのちに、ポイント付与事業者に対して、脱炭素ポイント原資充当金（上限100万円）を支払います。

V ポイント付与事業者の実施内容

(1) 脱炭素型商品等の選定

ポイント付与事業者が販売等を行う商品等から、脱炭素ポイント付与の対象とする「脱炭素型商品等」を選定してください。「脱炭素型商品等」は、従来の商品やサービス等と比較して、生産・流通・使用等の過程でCO₂排出が少ないものである必要があります。

対象となる「脱炭素型商品等」のイメージの例を次に示します。想定される商品等が「脱炭素型商品等」に当てはまるかどうか不明な場合は、事務局までお問合せください。

また、選定した「脱炭素型商品等」のCO₂削減効果が不明な場合は、事務局において削減効果の算定を支援します。その場合は、7月21日(木)までに、事務局にご相談いただきますようお願いいたします。

ポイント付与の対象となる脱炭素型商品等のイメージ(例)

脱炭素型商品等 (例)		想定されるCO ₂ 削減効果
食料品	・地元産や旬(地産地消)を意識した食材	食材の運送距離短縮によるCO ₂ 削減
	・賞味期間・販売期限間際の食品	食品ロス削減によるCO ₂ 削減
	・マイバッグの利用	容器包装材使用量削減によるCO ₂ 削減
日用品	・量り売りでの販売、簡易包装等の実施	CO ₂ 削減
	・リユース品 ・日用品や衣類の修理や修復サービス	長期使用や1商品の使用頻度増による製造時CO ₂ の削減
衣類	・リユース素材を使った衣類 ・服のサブスクリプションによる提供サービス	長期使用や1商品の使用頻度増による製造時CO ₂ の削減
	・リサイクル素材を使った衣類	バージン素材使用量低減による製造時CO ₂ の削減
家電	・省エネ家電	エネルギー使用量の抑制によるCO ₂ 削減
飲食	・食べ残しの持ち帰り推奨 ・少量メニュー、少量コース料理	食品ロス削減によるCO ₂ 削減
	・マイボトルによる飲料販売	容器包装材使用量削減によるCO ₂ 削減
移動	・レンタカーでのEV, PH-EV, FCVの提供 ・レンタカーやカーシェアリングの運転時のエコドライブ推奨	エネルギー使用量の抑制によるCO ₂ 削減

(2) 脱炭素ポイント付与割合の設定

ポイント付与事業者は、選定した脱炭素型商品等に対して、脱炭素ポイントの付与割合の設定をお願いします。また、その際には、ポイント付与原資総額(概ね3か月の実施期間において、1事業者当たり上限100万円)を勘案の上、設定をお願いします。

なお、他のポイント付与事業者の条件等を勘案し、事務局で脱炭素ポイントの付与割合について、ポイント付与原資総額内で調整を行う場合があります。

(3) 脱炭素ポイント付与の実施にあたっての準備及び効果的な周知・PR

ポイント付与事業者は、必要に応じて、ポイント管理システムへの脱炭素ポイントの上乗せに必要な設定変更を実施してください。

実施店舗等の従業員への周知をはじめ、啓発イベント・キャンペーン、ホームページ、売場でのPOPやチラシ・ポスターなどにより、脱炭素型商品等の情報発信等の実施をお願いします。

また、周知・PRにあたっては、脱炭素型商品等が、どのように脱炭素に寄与するのかを消費者に対してわかりやすく伝えるようにしてください。

なお、事務局では、ポイント付与事業者間で統一的に活用する啓発資材（啓発ポスター、チラシ等）を製作しますので、あわせて活用ください。また、ポイント付与事業者の協力を得ながら、新聞やテレビや専門誌などのマスコミへの取材依頼等を行う予定です。

(4) 脱炭素ポイント付与の実施

令和4年10月中旬～令和5年1月中旬の3か月程度の期間に、脱炭素商品等の購入者に対し、脱炭素ポイントの付与をお願いします。また、上乗せ付与する脱炭素ポイントは、自社のポイントとして付与してください。

なお、事務局では、ポイント付与事業者が極力、同時期にポイント付与を開始できるよう調整を行います。

(5) 効果検証のためのデータや資料提供

脱炭素型商品等の選択の促進効果やCO₂削減効果等に関する検証を行う上で、必要な下記のデータや資料の提供をお願いします（必須）。

脱炭素ポイント付与に伴う効果検証のために提供いただくデータや資料（必須）

<実施店舗及び非実施店舗（非実施店舗は1店舗以上）の脱炭素型商品等の販売データ（※）>

- ・ 事業を通じて脱炭素ポイントの付与を受けた人数や脱炭素ポイント付与数の集計データ
 - ・ 脱炭素ポイント付与対象となる脱炭素型商品等の販売実績（金額、数量）のデータ【当年度及び昨年度の月別データ】
 - ・ 比較対象となる商品・サービスの販売実績（金額・数量）【当年度及び昨年度の月別データ】
- ※事業者として1店舗しか有していないなど相応の理由により、非実施店舗のデータ提供ができない場合は、実施店舗のみデータの提供をお願いします。その他ご不明な場合は、事務局に相談してください。

<脱炭素型商品等の効果検証に係るデータ>

- ・ 脱炭素型商品等を購入した際のCO₂削減量を算定するために必要となるデータ
- 例：脱炭素型商品等と比較対象商品等（従来品）の原料や製造、生産や流通プロセスにおける情報など

なお、事務局では、提供いただいた脱炭素型商品等の販売実績等に基づき、脱炭素型商品等の選択促進効果やCO₂削減効果を検証します。

(6) 消費者への意識調査

脱炭素ポイント付与の消費者の反応や評価を把握するため、事務局で「環境に配慮した消費行動に関わるアンケート調査」を行います。アンケート回答を行うことができるウェブサイトアドレスを埋め込んだQRコードを記載したPOP等によるWebフォームへの誘導やアンケート用紙の配布等への協力をお願いします。

(7) 脱炭素ポイントの精算に必要な資料の提出

脱炭素ポイント原資充当金の支払いに必要な精算書類の提出をお願いします。(精算書類は、脱炭素型商品等の販売点数等が把握できるPOSデータ等の取りまとめ表等を予定しています。詳細は採択後にお知らせします。)

なお、ポイント付与事業者の自社ポイントシステムを利用し、通常時に付与するポイント(買上ポイント)に上乗せして付与する脱炭素ポイントの原資について、事務局からの充当の対象となるポイントは次のとおりです。

- ① 精算に当たっては、精算書類を提出して頂き、事務局が認めた脱炭素ポイントの発行額(100万円を上限)とします。
- ② 100万円を超える可能性がある時点で、事務局に通知の上、脱炭素ポイントの付与を期間の途中で取りやめることができますが、付与期間中は可能な限り脱炭素ポイントの付与を継続いただきますようお願いいたします。

(参考) 事業実施スケジュール

項目	令和4年						令和5年		備考
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
公募期間	↔								・応募書類の提出期間 令和4年7月28日(木) 午後7時まで
審査会		△							・8月上旬を予定
採択		△							・8月中旬を予定
実施準備			↔						
脱炭素ポイントの付与期間(3か月)				10月中旬~1月中旬(予定) ←-----→					・ポイント付与事業者が統一的に活用する啓発資材の製作・提供(事務局)
消費者への意識調査				←-----→					・事務局作成のアンケート調査の協力
効果検証等のデータ提供								△	・2月上旬を予定
ポイント付与原資充当金の支払い								△	・2月下旬を予定

VI 応募について

1 応募に必要な書類

- (1) 応募申込書
- (2) 会社案内等（任意様式）
- (3) 自社ポイントの説明チラシ等（任意様式）

2 応募書類の提出期間

7月28日（木）午後7時まで

3 応募書類の提出先・提出方法

提出先：環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度調査検討事業運営事務局
（大阪府からの委託先：(株)地域計画建築研究所大阪事務所）

提出方法：電子メールによる提出

メールアドレス：datsutanso-pt@arpak.co.jp

※応募書類提出時のメール件名は「応募申込書（事業者名 ○○○）」とし、○○の部分に事業者名をご記入してください。

4 質問・問合せ先

環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度調査検討事業運営事務局
（担当：齋藤・釜下・長沢・伊藤）

〒541-0042 大阪市中央区今橋3丁目1番7号 日本生命今橋ビル10階

(株)地域計画建築研究所（アルパック）大阪事務所内

TEL.(06)6205-3600（代表） FAX.(06)6205-3601

担当者直通 080-2112-3708

電子メール：datsutanso-pt@arpak.co.jp

質問・お問合せは、原則電子メール（送信先メールアドレス：datsutanso-pt@arpak.co.jp）でお送りください。

※ 質問・問合せ時のメール件名は「脱炭素ポイント事業の応募について問合せ（事業者名 ○○○）」とし、○○の部分に事業者名をご記入してください。

5 採択

令和4年8月上旬に、外部有識者等から構成される選定委員会において審査のうえ、採択事業者を選定します。

Ⅶ ポイント付与事業者の選定

1 審査方法

以下の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による書類審査を行い、採択事業者を選定します（5者程度）。

審査基準及び配点

審査項目	内 容	配点
①温室効果ガス排出量削減効果	・脱炭素ポイント発行の対象とする脱炭素型商品等は、実際に温室効果ガス排出量削減効果があり、その効果が大きいか	15点
②脱炭素ポイント付与割合の妥当性	・ポイント付与割合が過大・過小でないか ・脱炭素商品等に対するポイント付与の考え方は適切か	15点
③行動変容の促進効果	・脱炭素ポイント発行の対象とする脱炭素型商品等の選択につながる周知・PR方法であり、その効果が大きいか。	25点
④脱炭素ポイントの自己負担意思の有無	・ポイント付与期間中に本事業で支給する脱炭素ポイントを超えた場合に、ポイント付与事業者が自ら自己負担で原資を準備し、脱炭素ポイントとして付与する意思があるか	加点5点
⑤効果検証	・脱炭素型商品等の選択促進効果やCO ₂ 削減効果をより詳細に検証するため、P4に示す必須データ以外に追加で提供できるデータや資料があるか 例：店舗における総売上（実施店舗及び非実施店舗） など	加点5点
	・消費者意識調査（アンケート）を独自に実施するか	加点5点
⑥継続性・発展性	・ポイント発行店舗や対象品・サービスの拡大が見込めるか ・脱炭素ポイント付与の取組みに関する継続意思があるか	20点
⑦スケジュール・実施体制	・実現可能なスケジュール・内容が示されているか ・事業実施可能な体制があるか	10点
合計		100点

2 審査結果

審査結果は採択の有無に関わらず、応募いただいた全応募者に通知いたします。

また、採択されたポイント付与事業者について、事務局ウェブサイトで公表します。

3 ポイント付与事業者と事務局間の手続き

ポイント付与事業者に選定された者と事務局との間で協議を行い、本事業に関わる協定を締結いただきます。（8月中旬から下旬を想定）